

老後や障害者になったときなどに、生活の基本的な部分を支えてくれる国民年金制度。この制度は世代を越えてみんなで支え合う大切な制度です。20歳になったら国民年金制度に加入しましょう。

# 国民年金

## 世代を越えて みんなで支え合う

### 国民年金保険料の納付でお困りの人は

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている人
- ・本人・配偶者・世帯主の所得が少なく納付が困難な人
- ・天災などによる損害や失業などにより納付が困難な人

し全額免除を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。結果通知をご確認ください。

**1 免除**

免除後の保険料(平成22年度・月額)

○4分の1免除(4分の3納付) 11万1330円

○半額免除(半額納付) 7550円

○4分の3免除(4分の1納付) 11万3780円

・前年の所得が一定以下で、保険料を全額納めることが困難な人

※前年の所得を基準とする

ため毎年、申請が必要です

**若年者納付猶予制度**

30歳未満の人で、本人の所得が少なくても世帯主の所得が多いため全額免除にならない場合は、世帯主の所得を問わず、本人と配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予される制度があります(平成27年6月までの時限措置)。

※申請時に継続審査を希望し納付猶予を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。結果通知をご確認ください。

**学生納付特例制度**

学生本人の前年所得が118万円以下の場合、住民登録のある役所に申請し承認されると、申請した年の4月からその翌年の3月までの保険料の納付が猶予されます。

学生とは大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校そのほかの教育施設(修業年限が1年以上のものに限る)に在学している人(夜間・定時制や通信課程も含む)です。

※前年の所得を基準とするため、毎年申請が必要です

【必要なもの】学生証(コピー) または在学証明書

**退職(失業)された人は**

失業特例があります

離職票または雇用保険受給資格者証(公務員は辞令書)

次回は手続きが必要ですが、左記の必要なものをお持ちの上、国保・年金課(市役所別館3階)または支所へ転入したとき、死亡したとき、年金手帳を紛失したとき、配偶者が会社を辞めたとき(健康保険の扶養から外れたとき)必要なもの

- ・年金手帳または年金証書
- ・運転免許証など、公的機関発行の本人確認書類
- ・学生証
- ・離職票または雇用保険受給資格者証(公務員の場合は辞令書または退職証明書)

**追納制度**

保険料免除制度や若年者納付猶予制度、学生納付特例制度を受けた期間は、未納にはなりません。全額納付した場合同様に受け取る年金額が少なくなりますが、(下表参照)このため、10年前までのものに限り、後から納めること(追納)ができます。

追納は納められる期間の古い月分から順に納めることになり、当時の保険料に計算額が付き、追納した年度に追納するときは加算されません。

免除・若年者納付猶予・学生納付特例と未納の違い

受給資格期間への算入	老齢基礎年金への反映割合	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除	3分の1が反映	2分の1が反映
4分の3免除	2分の1が反映	8分の5が反映
半額免除	3分の2が反映	4分の3が反映
4分の1免除	6分の5が反映	8分の7が反映
若年者納付猶予		×
学生納付特例		×
未納		×

お問い合わせは、国保・年金課 ☎946352・☎9342631へ

平成22年度 国民年金保険料

月額 1万5,100円  
付加保険料 月額 400円

納める年金額は

付加保険料は第1号被保険者・任意加入被保険者の希望により納めることができます。定額保険料に付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金(200円×納めた月額)を上乗せした金額を生産受け取れます。手続をした月の分から納められ加入・辞退が自由になります。(農業者年金の加入者は付加保険料の納付が義務付けられています)

※厚生年金・共済組合の加入者やその人に扶養されている配偶者(第3号被保険者)、国民年金基金加入者は申し込められません

平成22年度 国民年金保険料

納付方法	年間の保険料	
	①	②
毎月納付 (年間の割引額)	181,200円 (0円)	180,600円 (600円)
半年前納 (年間の割引額)	179,720円 (1,480円)	179,140円 (2,060円)
1年前納 (年間の割引額)	177,980円 (3,220円)	177,400円 (3,800円)

- お得意な納付方法**
- 年間最大 3800円割引きとなる、お得意な前納制度(半年前納・1年前納)や毎月の口座振替をご利用ください。
- 納付方法別
- ① 納付案内書
  - ② 口座振替
  - ③ インターネット
  - ④ クレジットカード
- 納付案内書は左表のとおりです。

**第1号被保険者** 次の①の方法で納めることができます

- ① 納付案内書(現金で納付) 4月上旬に日本年金機構から送付される納付案内書で金融機関(ゆうちょ銀行・コンビニ)で納めることができます
- ② 口座振替 預貯金口座がある金融機関・ゆうちょ銀行、年金事務所、国保・年金課、支所で申し込むと、毎月または半年、1年ごとに保険料を自動振替できます
- ③ インターネット パソコンや携帯電話を利用して納めることができます。ただし金融機関とのインターネットバンキングの契約が必要です。ご利用の金融機関へお問い合わせください
- ④ クレジットカード クレジットカードで納める

**第2号被保険者** 給料から天引きされます

**第3号被保険者** 配偶者が加入している厚生年金保険・共済組合が負担するため、自分で納める必要はありません

●忘れていませんか? 第3号被保険者の未届け出期間

年金受給の有無にかかわらず、年金事務所へ未届け出期間の有無をご確認ください。未届け出期間がある場合は、年金事務所へ届け出が必要となります

【問い合わせ先】 松山東部年金事務所 ☎9462146・☎9331336 松山西部年金事務所 ☎925105・☎9250340

お問い合わせは、国保・年金課 ☎946352・☎9342631へ

**1 老齢基礎年金**

25年以上納めて65歳から

○年金額(月額) 11万7921円(月額6万6008円)

※この額は20歳未満までの40年間保険料を納めた場合です

【受給開始時期】 保険料を納めた期間や免除された期間などの合計が25年以上ある人は原則、65歳から受けられます

**2 障害基礎年金**

病気やけがで体の不自由な人に

○年金額(月額) 1級 9万9100円、2級 7万9210円

国民年金の被保険者期間中または20歳以前に初診日のある傷病で、国民年金の障害等級1・2級の障害者になったときに支給されます(一定の要件あり)。なお65歳までに初診日があり、認定日に国民年金法に定める程度に該当し

**特別障害給付金制度**

障害基礎年金などの受給権がない障害者のための制度

【対象者】 次の①または②の期間に初診日があり現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人(支給制限あり)

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生の期間
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者で、国民年金に加入していなかった期間

【支給額】 1級 月額5万円、2級 月額4万円

**3 遺族基礎年金**

夫が亡くなって18歳未満の子どものがいたら

○年金額(月額) 11万7921円

一定の要件を満たしている被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた18歳以下(18歳になった年の年度末まで)の子どものいる妻と子どもが受け取れます

※子どもが障害児の場合は20歳未満

●現況届の提出が不要に

日本年金機構での住民基本台帳ネットワークシステムを活用した受給者の現況確認により、「年金受給者現況届」の提出は例外を除き不要になりました

**第1号被保険者の独自給付**

(金額は平成22年度の額)

第1号被保険者任意加入被保険者は基礎年金のほか、次の給付を受けることができます

**付加年金**

月額400円の付加保険料を納めると

○加算額(月額) 200円

×納めた月額

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加年金が加算されます

**死亡一時金**

36カ月以上納めた人が亡くなったら

保険料を36カ月以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受け取らないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受け取れない場合は支給されます(一定の要件あり)

**寡婦年金**

夫が年金を受けずに亡くなったら

○年金額 夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の4分の3の額

第1号被保険者・任意加入被保険者期間としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が、年金を受け取らないで死亡した場合に、婚姻関係が10年以上あった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます

お問い合わせは、国保・年金課 ☎946352・☎9342631へ

**20歳以上60歳未満のすべての人が加入**

国民年金は国内に住所がある20歳以上60歳未満の人が必ず加入し、納めた保険料と国の負担金で、受給権を満たすすべての人に共通の老齢基礎年金を支給する国の制度です。加入者を「被保険者」といい、その種類によって手続き方法などが異なります

**1 国民年金に加入する被保険者の種類は**

第1号被保険者

自営業・農業・自由業などに従事している人および学生で20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者

第3号被保険者

厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者に扶養さ

**任意加入被保険者**

日本に住所がある60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受けていない人

・外国に住み、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人

・老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人(昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る)

・坑内員・船員の老齢厚生年金や退職共済年金を受けている60歳未満の人

**年金手帳**

委任状(代理人が申請または相談する場合)

※内容により必要書類が異なりますので、事前に国保・年金課へお問い合わせください

「ご確認ください」

**年金手帳**

転職などで加入する年金制度が変わっても生涯、同じ年金手帳を使います。基礎年金番号も変わりません。番号の

**第1号被保険者の任意加入**

第1号被保険者任意加入被保険者は基礎年金のほか、次の給付を受けることができます

**付加年金**

月額400円の付加保険料を納めると

○加算額(月額) 200円

×納めた月額

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加年金が加算されます

**死亡一時金**

36カ月以上納めた人が亡くなったら

社会保険庁が廃止され、「日本年金機構」スタート

社会保険事務所は1月1日から「年金事務所」と名称を変えましたが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。所在地・電話番号は変わりません

【問い合わせ先】 松山東部年金事務所 ☎9462146・☎9331336 松山西部年金事務所 ☎925105・☎9250340

お問い合わせは、国保・年金課 ☎946352・☎9342631へ